慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	新田敏教授略歴・主要業績
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1999
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.12 (1999. 12) ,p.465- 472
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新田敏教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-19991228-0465

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

和 和

Ŧī. Ŧī.

七年

月 月

车

昭昭昭昭

和四

1九年 五.

> 四 四

月 月

品和四四年

和

四二年

月

昭

和

四

车

Щ

月 月 月

慶應義塾大学法学部専任

講師

三四

平 昭

成

年

Ξ

月

月

H

本マンション学会理

H

年 $\mathcal{T}_{\mathbf{L}}$

和

九

月

三〇日

宮城

県石巻市に生まれ

る

和三〇年 和三五 和三七 和三一年 车 车 \equiv \equiv 四 \equiv Щ 月 月 月月 月 宮城 原立石巻高校卒業

昭 昭 昭 昭

慶應義塾大学法学部法律学科入学

慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻修士課程修了

慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻博士課程修了

慶應義塾大学法学部助教授 ドイツ留学(〜昭和四四年二月)

慶應義塾大学退職

慶應義塾大学理事

(兼任)

(~昭和五九年九月

慶應義塾志木高等学校校長 慶應義塾大学法学部教授

(兼任)

(~昭和五九年九月

慶應義塾大学名誉教授、 杏林大学社会科学部教授

465

新 歴

慶應義塾大学法学部法律学科卒業 慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻博士課程入学、 慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻修士課程入学

慶應義塾大学法学部助

新 田

著書 (編著、 共著書を含む)

民法講義ノート (2)物権』(田中實と共著)

『民法講義2物権』(原島重義、

高島平蔵、篠原弘志、 石田喜久夫、白羽祐三、 田中整爾と共著)

有斐閣大学双書 昭和 五三

九

月

有斐閣新書

昭和五五年

六

月

第五章所有権」 年

『民法講座3物権 (2)』 有斐閣 昭和五九年 昭和五七年 二月

『新版・

判例演習民法2物権』

有斐閣

(総則・物権・親族・相続)』(法律学の争点シリーズ3・1) 八五条~八九条」 有斐閣 昭和六〇年 六 月

伊東乾と共編) ぎょうせい 平成 昭和三九年 元 年 Ŧī. 月 月

『入門法律学辞典

(増訂版)』(小池隆一、

前原光雄監修・手塚豊、

『民法コンメンタール(二)

総則二。

『民法の争点Ⅰ

「附合」

金銭と即時取得」 一、分担執筆

無権原者の植栽と附合」

治初年より明治民法成立に至る親権

「民法における権利拘束の原則

明

論 文

債権質及び土地賃借権設定の場合を中心として―」

綜合法学六卷九号

昭和三八年

九

月

法学研究三八巻一号 昭和四〇年 月

466

. 共有 「私法上 「不動産物権の客体の独立 「不動産物権の客体―その独立性の実質的側面と形式的側 「法人の行為―事実行為を中心として―」 「ドイツにおける不動産附合法の生成 区 附 立木および未分離の果実の - ドイツ民法制定以前における建物区分所有権の存在とその法的 「賃借権に基づく妨害排除請求権に関する一 海面下の土地所有権 41 民法制定過程における区分所有権 |民法二五四条と区分所有法二五条―管理規約の特定承継人に対する効力| 区分所有権における客体の独立性 所有権者に課せられ 借家の増改築と民法二四 合 .分所有建物の存立を目的とする土地賃借権―その法的構造と賃料債務の性質を中心として」 わ の対外 ゆる海 加工にお の権利と客体」 的 面 下の 関係についての一 がける建 『慶應義塾創立一二五 主 の問題と海面埋立権 地 た債権的拘束と物権的 物 所有権につい 所有者の決定基準 手塚豊教授退職記念論文集 独立性と 考察 7 『明認方法』の目 ―土地・建物を中心として―」 年記念論文集 請求権 考 察 (法学部法律学関係)』 『明治法制史・政治史の諸問 的 置 法学研究四七卷一二号 法学研究五九卷一二号 法学研究四一 慶應義塾大学法学部 法学研究五三巻七号 法学研究五 法学研究四五卷九号 法学研究四○巻九号 法学研究四六卷七号 法学研究四四卷三号 法学研究三九卷九号 法学研究三九巻 民事研修二七二号 民事研修二〇六号 三色旗三一六号 三色旗二七六号 題 私法三五号 慶應通信 巻一二号 巻七号 昭和 昭和四 昭和四 昭和四 昭 昭 昭和四 昭和 昭和 昭 昭和五四 昭 昭和四 昭和 昭 昭和四六年 昭和四三年 和 和四 和 和 和 和 天 一 五 五三 四 四 五 四 Ŧī. 兀 八年 ||六年 九年 九年 八年 七年 九年 五. 年 年 年 车 年 年 一二月 七 Ξ 七六 七 九 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

月

相隣関係における信義則の機能と限界

法学研究六○巻二号 昭和六二年

昭和六二年

月

昭

和六二年

七

「共有の対外的主張としての登記請求」

不動産登記制度一○○周年記念論文集『不動産登記をめぐる今日的課題』(民事研修三五九号)

「共有の対外的主張としての登記請求」

不動産登記制度一○○周年記念論文集『不動産登記をめぐる今日的課題』(法務省法務総合研究所)

·共有物の裁判上の分割方法に関する一考察―最高裁昭和六二年大法廷判決を契機として―」

共同漁業権の法的性質と漁業補償

|慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集(法律学科篇)』| 慶應義塾大学法学部

取壊しの同意された建物の譲渡と登記請求権

|登記引取請求権についての一考察―主として受領遅滞との関連において」

法学研究六四卷一二号

平成

 \equiv

年 年 年

一二月

法学書院

平

成

Ŧī.

年

 \equiv

月

法学研究六三巻一二号

平成

一二月

平成

九

月

田 .正夫教授還暦記念論集『民法と著作権の諸問題』

ゲル ハルト・リュケ教授退官記念『民事手続法の改革』 「共有の土地と法定地上権の成否」

"共有物の裁判上の分割

建物の区分所有における専有部分の敷地利用権

法学研究六九卷二号

信山社

平 平成 成

年 年

七

年

二六

月月

平成

九

二月

「名義貸による銀行の住宅ローンの貸付行為と民法九三条但書の類推適用 の機能と効果」 (最判平成七・七・七)」 法学研究七○巻一二号

森泉章先生古稀祝賀論集『現代判例民法学の理論と展望』 平成一〇年 九

判 例評

(判例研究)土地賃貸借の合意解除は地上建物の賃借人に対抗できるか」

月

法学研究三六卷八号 昭和三八年八 月

468

月

(最新判例批評) 区分所有建物における規約の効力 相続開始前の推定相続人の地位 無権原者の播種と附合―他人の土地に無権原者によって播かれた種から生育した苗の所有権は、 (最新判例批評) (判例研究) (金融商事判例研究) (判例研究) 事例 り失効した場合と投入土砂の所有権の国への帰属」 れた抵当権の実行による競落人との優劣 てその後該土地の所有権を取得した第三者に対抗できるか」 続と取得時効の新権原 新判例 批 土地賃借人は自己所有の地上建物の保存登記を未成年の長男名義でした場合にも建物保護法 抵当権設定登記後に当該不動産について所有権移転請求権保全の仮登記を経由した者とその後に登記さ 評 (最判昭和四四・七・二五)」 一、公有水面埋立法三五条二項と民法二 高 土 地 地 高層マンションに設置されたエレベーターが不動産に附合したものとは認められ 所 所有権の取得 有者の排水のための低地通水権および通水用工作物の使用権が認められ (最判昭和四六・一一・三〇)」 (最判昭和五○・四・一○)」 時効の要件として無過失と認められた事例 『不動産取引判例百選(増補版)』 『民法判例百選Ⅰ(総則 『家族法判例百選(新版増補)』 『家族法判例百選(第三版)』 『民法の判例 四二条との関係 •物権)』 (第三版)』(ジュリスト増刊) 別 (別冊ジュリスト六六号) (別冊ジュリスト一○号) (別冊ジュリスト四六号) 金融 法学研究三九卷一〇号 冊 法学研究四○巻一一 二、公有水面 ジュリスト ·商事判例五九二号 判例評 判例評論二二七号 判例評論二五一号 論二五三号 -四〇号) の埋立免許 号 れるため 誰に帰属するかー」 昭和 昭 昭和 昭和 昭 昭 昭和五四年 昭 昭 昭 昭 和 和四 和四 和 が期間経過に 和 和 和 五五年 五五年 の要件 ないとされ 五 五三年 五二年 四二年一一 Ŧī. Ŧī. 五年 五年 〇年 年一 条に \equiv 七 九 月 月 月 月 月 月 月 月

建前の仕上げと建物所有権の帰属 (最判昭和五四・一・二五)」 昭和五五年

附合 (最判昭和四四・七・二五)」 |昭和五四年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊七一八号)

『民法判例百選Ⅰ(総則 ・物権) (第 二版)』 (別冊ジュリスト七七号) 昭和

五七年

六

月

更新料の慣習 (最判昭和五一・一〇・一)」

(最新判例批評)一、民法九二一条三号にいう相続財産と相続債務 『民法判例百選Ⅱ(債権)(第二版)』(別冊ジュリスト七八号) 二、限定承認に伴う精算手続の未了と民法九二 昭和五七年 七 月

九条違反の弁済による損害賠償額の算定 (最判昭和六一・三・二〇)」

判例評論三三六号 昭和六二年

月

月

海面下の土地所有権(最判昭和六一・一二・一六)」

(判例評釈)

「森林の共有における分割方法(最大判昭和六二・四・二二)」

ゴルフ場内のい わゆるロストボールの所有および占有関係 『昭和六一年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊八八七号) (最決昭和六二・四・一 昭和六二年 六

判例タイムズ六五二号 昭和六三年 月

月

区分所有権が転々移転した場合、 『昭和六二年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊九一〇号) 中間取得者は、 前者が共用部分・敷地に関し 判例評論三五三号 負担滞納して 昭和六三年

理費の支払義務を負わないとした事例(大阪地判昭和六二・六・二三)」 (最判昭和四四・七・二五)」 森泉章教授還暦記念論集『現代民法学の課題』(法学書院) 昭和六三年 昭和六三年 月 月

附合

(最新判例批評)

遺言執行者の権限

(最判昭和五一・七・一九)」

『家族法判例百選 (第 四 版)』 (別冊ジ ュリスト九九号) 昭和六三年 月

附合 (建物) (最判昭和四四・七・二五)」

470

六

月

「(時 五、 「(法学ルポー) 六、その他 「(紹介と批評) 「更新料支払義務の不履行(最判昭和五九・四・二〇)」 「(座談会) 学習シリーズ・ 遺言執行者の権限 海面下の土地所有権 | 共同漁業権放棄の対価補償金の配分手続(最判平成一・七・一三)| |更新料支払義務の不履行(最判昭和五九・四・二〇)| 書棚・民法 の判例 (民法) 契約農業 伊藤正巳著『プライバシー (最判昭和五一・七・一九)」 いわゆる全面的価格賠償の方法による共有物分割の可否 『民法判例百選Ⅰ 専門課程 大府町と土浦市を訪ねる―」 『民法判例百選Ⅱ 『民法判例百選Ⅱ 『不動産取引判例百選(第二版)』(別冊ジュリスト一一二号) への道 『平成元年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊九五七号) 『家族法判例百選 (総則 の権利』 物権) (債権)(第四版)』(別冊ジュリスト一三七号) (債権) (第三版)』 (宮崎俊行教授と共同執筆 (第五版)』(別冊ジュリスト一三二号) (第三版)』(別冊ジュリスト一○四号) (別冊ジュリスト一○五号) 法学教室一九九号 (最判平成八・一〇 綜合法学六巻七号 三色旗二九七号 三色旗二二九号 平成 平成 平 成 平成 平成 平成 平 昭和四七年一二月 昭和四二年 二 昭和三八年 昭和三八年七 成 九 八 七 Ξ _ 元 元 年 年 年 年 年 年 年 $\frac{\cdot}{\circ}$ 六 四 \equiv _ 七六 九 月月 月 月 月 月 月月 月 月

「(フォーラム・エッセイ) 男と家事」 「これから民法を学ぶ人に」 「(巻頭言)『幻』の階層区分所有建物 「(人見康子先生追悼記事) 職責全うへ全力疾走 「(激震・弱震)学習からの脱皮を」 知的喜びを知る人間の育成の場として」 (論点)被災マンションの法的課題 (座談会) 卒業論文をめぐって」 民法(財産法)に関する基本文献」 (研究余滴) 区分所有者の受ける拘束 『志木高五〇年』 読売新聞 旬刊金融法務事情一一六八号 九九七年一月一七日朝刊 三色旗一九九三年三月号 三色旗一九八九年六月号 慶應義塾志木高等学校 受験新報四三巻一号 法学研究七一巻六号 三田評論七五三号 三色旗三八一号 三色旗三三二号 平成 平成 平成 平成 平成 平 昭和 昭和 昭和六二年 昭和五四年 成 五〇年 二〇年 \mathcal{H} <u>Fi.</u> Ŧī. 元 九 0 年 年 年 年 年 年 一〇月 六一三一六

月月月月

月

月